

認定・特例認定・条例指定 簡易チェックシート

初めて、認定・特例認定NPO法人や指定NPO法人になるには、実績判定期間（直近の2事業年度）等において、次の基準を満たしている必要があります。

※ このチェックシートは、認定基準等を満たしているか簡易的に自己チェックするためのものです。検討にあたって、参考にしてください。

条例指定は
川崎市の基準です！



基準の概要	認定	特例認定	条例指定
1 広く市民からの支援を受けていること (いわゆるPST：パブリック・サポート・テスト) ①～③のいずれかを満たすこと ①収入金額に占める寄附金の割合が20%以上 ②直近の2事業年度に3,000円以上の寄附をした人が年平均100人以上 ③法人の事務所がある自治体の条例指定を受けている	適・否		
2 市内における公益的活動の実績があること			適・否
3 地域における支持があると認められること ①～③のいずれかを満たすこと ①直近の2事業年度に3,000円以上の寄附等をした川崎市民が年平均50人以上 ②直近の2事業年度に1,000円以上の寄附等をした川崎市民が年平均100人以上 ③認定NPO法人である (川崎市の条例指定を受けて認定を取得した法人は除く)			適・否
4 会員に限定した活動など、共益的な活動の割合が50%未満であること	適・否	適・否	
5 運営組織や経理が適正であること ・役員のうち、特定の役員の親族関係者や、特定の法人の関係者の割合が3分の1を超えていない ・公認会計士が監査法人の監査、又は青色申告法人と同等の経理を行っている など	適・否	適・否	適・否
6 事業活動の内容が適正であること ・宗教活動や政治活動等を行っていない ・役員、社員、寄附者やこれらの者の親族に特別の利益を与えていない ・営利目的の事業を行う者や、宗教・政治活動を行う者、特定の公職の候補者等に寄附を行っていない ・特定非営利活動に係る事業費が総事業費の80%以上 ・受入寄附金のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた金額が70%以上 ・特定の個人、法人、その他の団体に対する不正な取引その他の不当な利益につながる活動をしていない	適・否	適・否	
7 情報公開が適正であること ・全ての事務所で書類の閲覧に応じられる ・主たる事務所及び市内の事務所で書類の閲覧に応じられる ・法人のホームページ上で事業報告書等を公開できる	適・否	適・否	
8 事業報告書等を毎事業年度、所轄庁に提出していること	適・否	適・否	適・否
9 法令等違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと	適・否	適・否	適・否
10 設立から1年を超えていること	適・否	適・否	適・否
11 過去に認定や特例認定を受けていないこと		適・否	
12 設立から5年を超えていないこと		適・否	
◎ 欠格事由に該当しないこと	適・否	適・否	適・否

1 広く市民からの支援を受けていること (※認定のみ)

(いわゆるPST：パブリック・サポート・テスト)

次のいずれかを満たすこと

- ① 収入金額に占める寄附金の割合が20%以上

$$\frac{\text{直近2事業年度分の寄附金総額}}{\text{直近2事業年度分の収入金額の合計}} \geq 20\%$$
- ② 直近の2事業年度に3,000円以上の寄附をした人が年平均100人以上
- ③ 法人の事務所がある自治体の条例指定を受けている

Q 認定制度と、どこが違うの？
 「川崎市条例指定制度の手引き」P.9の表10参照

- ①を満たす見込み
 - ②を満たす見込み
 - ③を満たす見込み
 - いずれも満たさない
- } 適
→ 否

2 市内における公益的活動の実績があること (※条例指定のみ)

市内において、不特定かつ多数の市民の利益に資すると認められる継続的な活動が行われている

- 継続的な活動実績がある → 適
- 市内で活動したことがある → 審査会が適否を判断
- 市内での活動実績がない → 否

3 地域における支持があると認められること (※条例指定のみ)

次のいずれかを満たすこと

- ①直近の2事業年度に3,000円以上の寄附等をした川崎市民が年平均50人以上
- ②直近の2事業年度に1,000円以上の寄附等をした川崎市民が年平均100人以上
- ③認定NPO法人である(川崎市の条例指定を受けて認定を取得した法人は除く)

Q どこまでが寄附金？
 「川崎市条例指定制度の手引き」P.9参照

- ①を満たす見込み
 - ②を満たす見込み
 - ③を満たす見込み
 - いずれも満たさない
- } 適
→ 否

4 会員に限定した活動など、共益的な活動の割合が50%未満であること (※認定・特例認定のみ)

次の活動(事業費等)の合計が全体の50%未満であること

- ① 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供
 - ② 会員等のみが参加する会議や会報誌の発行
 - ③ 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動
 - ④ 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝等の活動
 - ⑤ 特定の者の意に反した行為を求める活動
 - ⑥ 特定の地域に居住する者にのみ便益が及ぶ活動
- ※ 1(PST)で③条例指定を選択した法人は①~⑤の合計



- 上記の活動をしていない
 - 上記の活動はしているが50%未満
 - 上記の活動の合計が50%以上
- } 適
→ 否

Q どのような活動が共益的活動になるの？

「会員等」とは、会員、役員のほか、名簿等で管理され、継続・反復して物品の販売やサービスの提供等を受けている者を含みます。ただし、介護サービスの利用会員のように、誰でも会員になることができ、そのサービスの利用以外にその法人の業務活動等に関係しない者は除かれます。

共益的活動にあたるか否かは、事業の性格や対象者、受益者等の状況を勘案して、総合的に判断します。

5 運営組織や経理が適正であること

- 役員が、特定の役員の親族で占められていない
 - ・「① 特定の役員の配偶者」、「② 3親等以内の親族」、「③ その役員に雇用されている者とその親族で同一生計の者」の合計が役員総数の3分の1以下
- 役員が、特定の法人の関係者で占められていない
 - ・「① 特定の法人（NPO法人や株式会社等）の役員や従業員」、「② ①の配偶者や3親等以内の親族」の合計が役員総数の3分の1以下
- 公認会計士か監査法人の監査を受けているか、青色申告法人と同等に帳簿（複式簿記）に記録し、保存（7年間）をしている
- 費途が不明な支出など、不適正な経理を行っていない

- すべて満たしている → 適
- 特定の法人の関係者が役員の3分の1を超えている
- 複式簿記に記録せず、帳簿を保存（7年間）していない } 原則として「否」
- その他、満たさない項目がある → 否

6 事業活動の内容が適正であること

（認定・特例認定・条例指定共通）

- 宗教活動や政治活動を行っていない
- 役員、社員、寄附者や、これらの者の親族に特別の利益を与えていない
- 営利目的の事業を行う者や、宗教・政治活動を行う者、特定の公職の候補者等に寄附を行っていない

（認定・特例認定のみ）

- 特定非営利活動に係る事業費が総事業費の80%以上
- 受入寄附金のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた金額が70%以上

（条例指定のみ）

- 特定の個人、法人、その他の団体に対する不公正な取引その他の不当な利益につながる活動をしていない

- 認定・特例認定・条例指定に必要な基準をすべて満たしている → 適
- 事業年度末に多額の寄附を受取り、活動に充てていない → 認定・特例認定は「否」の可能性あり
- その他、満たさない項目がある → 否

7 情報公開が適正であること

- 法人の事務所において、書類の閲覧に応じられること
（認定・特例認定の場合）… 全ての事務所
（条例指定の場合）… 主たる事務所及び市内の事務所
- 法人のホームページ上で、事業報告書等を公開できること
（条例指定のみ、ただし、特例選択法人には課さない）
※ 特例適用については、「川崎市条例指定制度の手引き」P.20 参照



- 閲覧対象となる書類について、一般の人からの求めに応じて事務所で閲覧させることができる → 適
- 法人のホームページ上で、事業報告書等を公開できない → 条例指定で特例を選択しない場合「否」
- 書類の閲覧を行うことができない事務所がある → 否

8 事業報告書等を毎事業年度、所轄庁に提出していること

Q 思わぬ「落とし穴」
～基準への不適合と実績判定期間～
「川崎市条例指定制度の手引き」
P.12 参照

- 事業年度初めの3か月以内に、前事業年度の事業報告書等を所轄庁に提出している → 適
- 昨年度、一昨年度のいずれかで提出締切日を過ぎてしまった → 否
- 所轄庁への提出を怠っている → 否

9 法令等違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと

Q 税の申告漏れは法令違反です
～その他の事業≠収益事業～
「川崎市条例指定制度の手引き」
P.12 参照

- 法人税・消費税・源泉所得税・法人住民税等を適正に申告・納付しており、法令違反、不正行為、公益に反する事実はない → 適
- 税の申告漏れなどがないか、確認したことはない → 収益事業等がないか確認

10 設立から1年を超えていること

Q 設立から1年を超えていれば、申請できるの？
「川崎市条例指定制度の手引き」
P.12(6) 参照

- 申請書の提出日を含む事業年度開始日が、登記上の設立日から1年を経過している → 適

11 過去に認定や特例認定を受けていないこと（※特例認定のみ）

12 設立から5年を超えていないこと（※特例認定のみ）

◎ 欠格事由に該当しないこと

- ・ 役員のうちに、禁錮以上の刑に処せられ、執行が終わった（執行を受けることがなくなった）日や、暴力団の構成員等でなくなった日から5年を経過していない者がいる
- ・ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している
- ・ 国税又は地方税の滞納処分が執行されているもの又は当該滞納処分終了の日から3年を経過しないなど



〔発行〕川崎市 市民文化局 市民活動推進課
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2
川崎フロンティアビル7階
電話 044-200-2341
ファックス 044-200-3800
〔発行日〕平成29年4月1日